

令和6年度 中山間地域チャレンジ支援事業 募集要項

1 中山間地域チャレンジ支援事業とは

県内の中山間地域では、高齢化や人口減少に伴い地域を支える担い手の不足が深刻な状況にあり、農業生産活動の継続はもとより、地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。

本事業は、地域住民だけでなく、地域運営組織や地域内外の企業や団体等の多様な主体がそれぞれの役割を発揮し、地域の創意工夫を活かした取組を支援することにより、中山間地域の活性化を図るものです。

2 募集する提案事業の内容

中山間地域の活性化に向けて、地域団体等が取り組む試行的な活動に対して支援します。

○事業の対象とする活動項目と取組例

① 新商品開発、加工、販路開拓	例：特産品の開発、販路の開拓
② 生活支援サービス	例：コミュニティバスの仕組みづくり、高齢者宅への見回り ハード事業例：コミュニティカフェの開設に係る改修工事
③ 伝統文化の継承	例：伝統芸能や祭りの継承・復活
④ 定住促進の支援	例：空き家調査、住居の斡旋
⑤ 農業生産活動の支援	例：農作業の支援システムづくり
⑥ 農業参入者の促進	例：農作業の指導、農地や空き家の斡旋
⑦ デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組	例：電子回覧板アプリを用いた安否確認と見守りシステムの運用
⑧ そのほか地域活性化を目指す取組	例：県話し合い促進事業で作成したアクションプランや地域のまちづくり計画の内容取組み

3 応募対象

中山間地域で活動している地域団体、地域運営組織、企業 等

4 応募方法

提出書類は以下のとおりとし、事業を実施する地域を管轄する各農林振興センター（企画振興課）へ、持参又は郵送により提出してください。

○提出書類（別添のとおり）

①提案書 ②事業計画書 ③団体等概要書 ④収支予算書

※提出書類の様式の電子ファイルは以下の HP から入手できます。

<https://www.pref.toyama.jp/140406/sangyou/nourinsuisan/nousangyoson/charenji210720.html>

○書類の提出窓口

新川農林振興センター企画振興課

〒937-0863 魚津市新宿10番7号 魚津総合庁舎3階

TEL:0765-22-9136 FAX:0765-22-9154

富山農林振興センター企画振興課

〒930-0096 富山市舟橋北町1番11号 富山総合庁舎3階

TEL:076-444-4475 FAX:076-444-4518

高岡農林振興センター企画振興課

〒933-0806 高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎4階

TEL:0766-26-8448 FAX:0766-26-8466

砺波農林振興センター企画振興課

〒939-1386 砺波市幸町1番7号 砺波総合庁舎2階

TEL:0763-32-8130 FAX:0763-32-8140

5 応募受付期間

令和6年4月1日から4月30日(水)まで(当日消印有効)

6 提案事業の審査及び採択方法

ご提案いただいた事業については、県が別途設置する審査会で、以下のポイントをもとに審査のうえ、予算の範囲内において採択を決定します。

(1) ソフト事業

審査のポイント	内 容
協働性	・地域の特性を活かした取組であること。 ・地域住民との連携が図られていること。
創造性	・新たなアイデアや先進的な取組が含まれていること。
実現性	・事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 ・事業計画に具体性があること。 ・実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	・地域の活性化が期待できること。 ・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(2) ハード事業

項 目	内 容
効果	ソフト事業の実施に効果が高い取組であること 地域の活性化が期待できること。 事業費に対して、高い効果が見込まれること
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 事業計画に具体性があること。
モデル性	他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

7 採択予定件数

(1) ソフト事業 14件程度

(2) ハード事業 2件程度

8 支援の内容

(1)ソフト事業

採択された事業については、次の額を限度に補助します。なお、補助対象期間は1地区につき3年間を限度とします。

- 一般地区 25万円/年、補助率:定額
- 知事特認地区※ 50万円/年、補助率:定額

※知事特認地区は、一般地区と比べて先進的な取組(広域的な取組や多様な主体と連携した取組、かつ複数(3つ以上)の活動項目に係る取組)を対象とします。

(2)ハード事業

採択された事業については、次の額を限度に補助します。なお、補助対象期間は1年間とし、各1地区1回限りとします。

- 補助上限 100万円/地区、補助率:1/2以内

(申請にあたっての留意点)

※新規申請地区は、今回の応募に、ソフト事業とハード事業の提案が可能です。

既採択地区は、2年目及び3年目にハード事業の追加提案が可能です。

※ソフト事業とハード事業は、別に審査します。新規申請地区は、両方の事業に申請した場合であっても、ソフト事業のみ採択ということもあり得ます。

9 事業のスケジュール(予定)

- ①提案事業の募集 :4月1日から4月30日
- ②審査・採択地区決定 :6月上旬
- ③交付申請・交付決定(※) :6月中旬
- ④地域での事業実施 :6月中旬～令和6年3月末

※2-3年目の継続団体がハード事業の採択を受けた場合は、変更交付申請・変更交付決定の手続きになります。

10 その他

- ・事業の詳細については、中山間地域チャレンジ支援事業補助金交付要綱、中山間地域チャレンジ支援事業実施要領をご確認ください。
- ・事業に関するご相談については、各農林振興センター、富山県中山間地域対策課までご連絡ください。申請書類の不備により、受付できない場合もありますので、提案内容や記載方法等については事前相談を推奨します。

○事業に関する相談先

各農林振興センター連絡先は、「4 応募方法の書類の提出窓口」を参照

富山県中山間地域対策課 TEL:076-444-4578

11 支援対象経費に関する留意点

(1)ソフト事業の支援対象経費について

※1 領収書、積算証明書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限ります。

※2 補助対象外となる経費

- ・交付決定前の応募等に要した経費
- ・経常的な経費(団体等運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、通信費、人件費等)
- ・団体等の構成員同士による会合の飲食費
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2)ハード事業の支援対象経費について

※1 ハード事業の対象は10万円以上のものに限り、また、備品購入や工事の契約する際には、原則として、競争に付することが必要となりますので、ご注意ください。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難である場合は、この限りではありません。

※2 補助対象外となる経費

- ・交付決定前の応募等に要した経費
- ・汎用性があり、本事業のみに使用することが確認できない備品購入経費(車両、パソコン、プリンター、タブレット端末、スマートフォン、ゲーム機等)
- ・既存施設・設備等の撤去費用
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費